

年金制度の理念と構造 ～課題と将来像

第5回 年金額改定の仕組みと考え方

(株)日本総合研究所特任研究員

高橋 俊之

原則隔週の本連載では、制度の理念や根底の考え方に立ち戻りつつ、年金の制度論、財政構造、実務、社会経済システムの中での位置づけを踏まえながら、年金制度の抱える課題と段階的改革の方向について、できるだけ易しい言葉で、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

第5回の今回は、「年金額改定の仕組みと考え方」です。

1. 年金額の改定の仕組みと考え方

- ✓ 既裁定の年金額は、物価スライドで、実質価値（購買力）を維持
- ✓ 新規裁定の年金額は、賃金スライドで、現役の賃金水準とのバランスを維持
- ✓ 既裁定年金とは、68歳となる年度の4月からの年金をいいます
- ✓ 現役の実質賃金の低下時には、現役の負担能力に合わせて賃金スライドを実施

2. マクロ経済スライド調整率

- ✓ マクロ経済スライド調整の仕組み
- ✓ 名目下限と未調整分の繰り越し（キャリーオーバー）

3. 年金額の計算式へのスライドの反映

- ✓ 基礎年金の年金額の計算式では、「改定率」の改定によりスライドが行われる
- ✓ 厚生年金の年金額の計算式では、「再評価率」の改定によりスライドが行われる

4. スライドの仕組みの変遷

- ✓ 昭和48年改正による賃金再評価と物価スライドの導入
- ✓ 平成6年改正の可処分所得スライド、平成12年改正の既裁物価スライド導入
- ✓ 特例法によるマイナス物価スライドの凍結
- ✓ 平成16年改正によるマクロ経済スライドと自動改定の導入
- ✓ 特例水準の解消
- ✓ 平成28年改正による改定ルールの見直し

5. 近年の賃金・物価の動向と年金額改定の実施状況

1. 年金額の改定の仕組みと考え方

①既裁定の年金額は、物価スライドで、実質価値（購買力）を維持

公的年金の特徴の一つとして、物価や賃金に応じたスライドがあり、経済の変化に対応できる仕組みとなっています。図表1で、まず「基本型」について見てみましょう。

老齢年金は、一般的に65歳で受給権が発生し、その後の**既裁定年金は、物価スライドにより、実質価値（購買力）が維持されることが基本**です。（図表1の上段）

物価変動率は、**総務省が公表する全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）**の対前年比を用います。これは、1月から12月までの暦年の単位であり、前年のものが1月に公表されます。これを、次の4月からの新しい年度の年金額のスライドに反映させます。

年金は、通常2か月分がまとめて支払われ、4月・5月分が6月中旬に口座に振り込まれます。従って、スライドが反映された新しい年度の年金額は、この6月支払い分からとなります。

②新規裁定の年金額は、賃金スライドで、現役の賃金水準とのバランスを維持

一方、**65歳の新規裁定の年金額は、賃金スライドにより、現役の賃金水準とのバランスが維持されることが基本**です。（図表1の下段）

この賃金変動率には、「**名目手取り賃金変動率**」が用いられます。これは、「**2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率**」に、「**前年の物価変動率**」と、「**3年度前の可処分所得割合変化率**」を乗じて算出します。

まず、すべての厚生年金被保険者の標準報酬額の年度の平均額から、前年度と比べた名目賃金変動率が算出されます。

次に、年度の名目賃金変動率を暦年の物価変動率で割ることで、年度の実質賃金変動率を算出し、その上で、「2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率」を算出します。

3年度平均を用いるのは、新規裁定時の年金額が生涯の年金額に影響することから、変動を緩やかに反映するためです。2年度前から4年度前までとするのは、ある年度の年金額を4月から改定する時点では、標準報酬額の平均額は、その前々年度までしか集計できないからです。

また、いったん、実質賃金変動率の3年度平均を算出してから、直近の物価変動率を乗じて、名目の賃金変動率を求める手順をとることにより、**賃金変動については3年度平均でならしつつ、物価変動については、できるだけ直近の変動を反映することにより、物価変動とのタイムラグを小さくし、既裁定年金のスライドとの乖離が大きくならないように**されています。

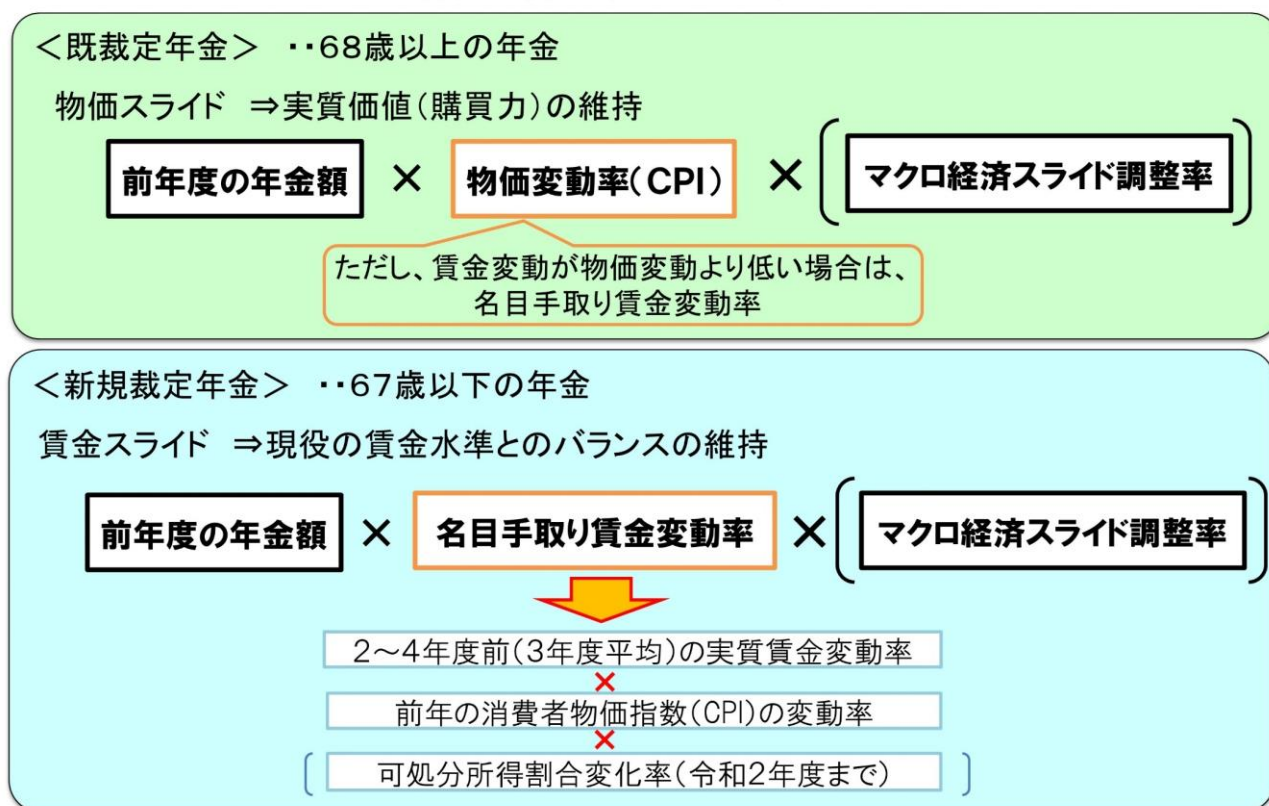
その上で、「3年度前の可処分所得割合変化率」を乗じることで、「名目手取り賃金変動率」を算出します。実質賃金が2年度前から4年度前までの3年度平均ですので、その中間年度で

ある3年度前の可処分所得割合変化率を反映します。

可処分所得割合変化率は、厚生年金の保険料率の段階的引上げを考慮して設定されたもので、現役世代の手取り賃金の変動を、年金額に反映するものです。厚生年金保険料率は、段階的に引き上げた後、平成29年度以降は上限で固定されていますので、平成29年度の最後の保険料率引上げの反映が令和2年度です。令和3年度以降は、可処分所得割合変化率は0%です。

計算手順が少し複雑ですが、実際の数字を後述の図表8にまとめてありますので、これを見ていただくと、計算手順の実際がご理解いただけると思います。

図表1 **年金額の改定(スライド)のルール**



③既裁定年金とは、68歳となる年度の4月からの年金をいいます

「新規裁定年金」「既裁定年金」という言葉には、少し注意が必要です。

一般に老齢年金では、65歳で受給権が発生します。受給権発生日（年金が受給できる権利が発生する日）は、誕生日の前日であり、受給権発生日のある月の翌月分から年金が発生します。その上で、実際に年金の裁定請求の手続きを行うことで、年金の受給が開始されます。繰り下げ受給や、後で5年を限度に遡って請求することもできます。

しかし、年金額のスライドで「既裁定年金」というのは、実際に受給中であるかどうかにか

かわらず、68歳に到達する年度の4月1日からの年金のことを「既裁定年金」と呼びます。67歳までの年金を「新規裁定年金」と呼び、新規裁定年金のスライドルールを適用します。

なぜ、68歳なのかというと、新規裁定年金の賃金スライド率の計算に用いる**実質賃金変動率**が、**2年度前から4年度前の3年度平均**ですので、その中間の年度である3年度前までの賃金変動が反映されたと考えることができます。このため、**65歳に到達する直前まで（64歳まで）の賃金変動を年金額に反映するためには、67歳まで賃金スライドを適用する必要がある**からです。

また、障害年金や遺族年金のように、若い時期から受給する年金のスライドにも、67歳までは、**新規裁定年金のスライドルールが適用**されます。これは、現役世代に対する障害年金や遺族年金については、**同一世代の賃金上昇分は年金額に反映させる**ことが適当であるという考え方によるものです。

④現役の実質賃金の低下時には、現役の負担能力に合わせて賃金スライドを実施

物価上昇率がプラスかマイナスか。賃金上昇率がプラスかマイナスか。これらを組み合わせると、**6つのケースに場合分け**できます。それぞれについて、年金額のスライドルールを図示したのが図表2です。

この図では、それぞれのケースで、「賃金」と「物価」の太い棒グラフが、ゼロのラインの上又は下に伸びています。これが、それぞれのケースでの賃金と物価の状況です。そして、太い棒に沿って、矢印で書いてあるのが、新規裁定者と既裁定者の年金額のスライドルールです。

先ほど説明した「**新規裁定の年金額は、賃金スライドで現役の賃金水準とのバランスを維持し、その後、既裁定の年金額は、物価スライドで実質価値（購買力）を維持する**」という基本型は、**賃金変動率が物価変動率より高いケース（実質賃金がプラスの場合）**で適用されます。

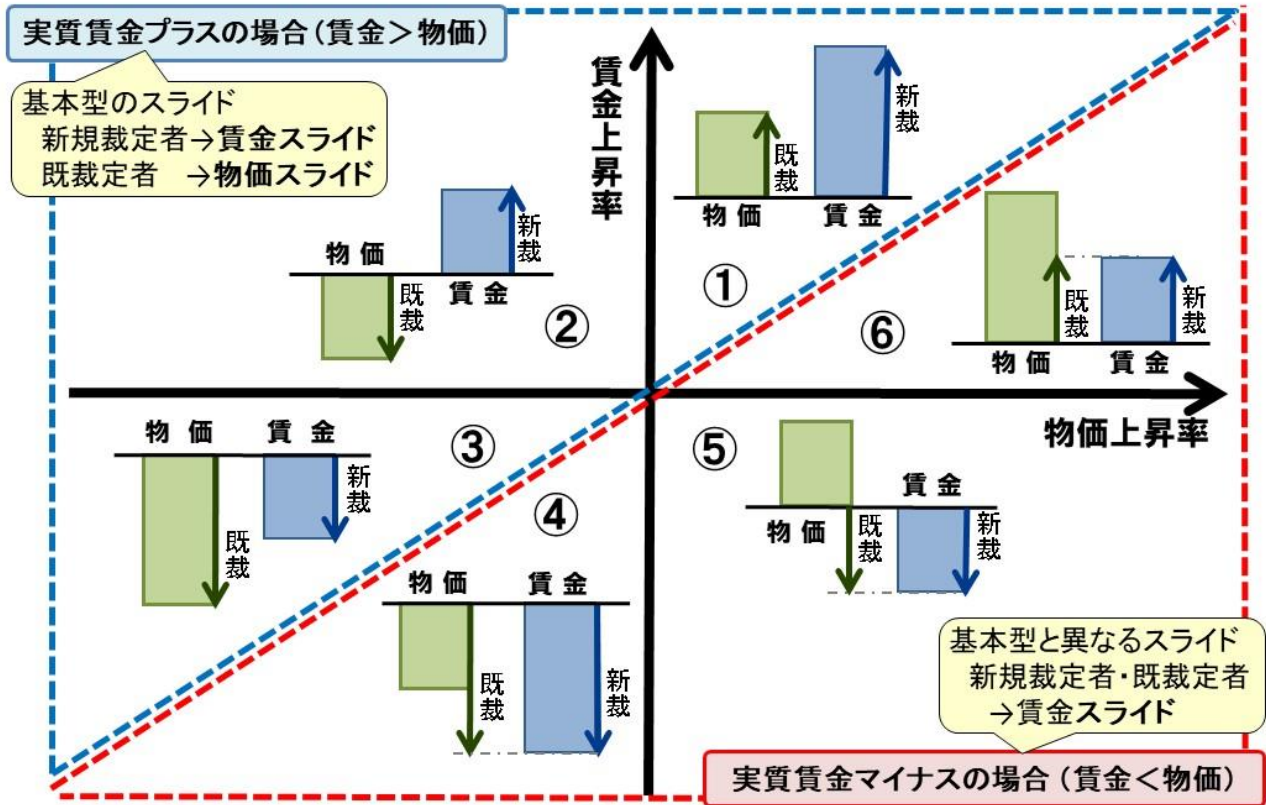
6つのケースのうち、①「 $0 < \text{物価} < \text{賃金}$ 」、②「 $\text{物価} < 0 < \text{賃金}$ 」、③「 $\text{物価} < \text{賃金} < 0$ 」がこれに該当します。①のように、賃金も物価もプラスで、賃金が物価よりも上昇するのが、通常の経済です。

一方、**賃金変動率が物価変動率より低いケース（実質賃金がマイナスの場合）**では、基本と異なるスライドルールが適用されます。すなわち、**新規裁定年金も既裁定年金も、いずれも賃金スライドが行われます**。

6つのケースのうち、④「 $\text{賃金} < \text{物価} < 0$ 」、⑤「 $\text{賃金} < 0 < \text{物価}$ 」、⑥「 $0 < \text{賃金} < \text{物価}$ 」がこれに該当します。これは、**支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には、賃金変動に合わせて改定する考え方**によるものです。

経済が成長して、より豊かになっていく社会では、通常は、賃金が物価を上回って変動しますが、現実には、長らく、賃金変動が物価変動を下回る状況が続いています。

図表2 年金額の改定(スライド)のルール



2. マクロ経済スライド調整率

① マクロ経済スライド調整の仕組み

年金額の改定(スライド)に当たっては、図表3のように、**マクロ経済スライド調整率**を、年金額の賃金と物価による改定率から差し引きます。この調整率は、**被保険者の減少率(直近3年度平均)**と、**平均余命の伸び分(年率▲0.3%)**を合計したものです。

この被保険者数は、**公的年金被保険者の総数であり、国民年金第1号被保険者、国民年金第3号被保険者、及び厚生年金被保険者の総数**です。20歳から59歳までは、1号、2号、3号のいずれかに該当していますので、その年代の人口の減少が直接つながります。これに20歳未満及び60歳から70歳未満の厚生年金被保険者も合算されるため、高齢者就労が進みつつある現在は、被保険者数の減少率が一時的に緩和されています。しかし、今後、高齢者就労の進展が行き渡ると、調整率は再び大きくなると見込まれます。

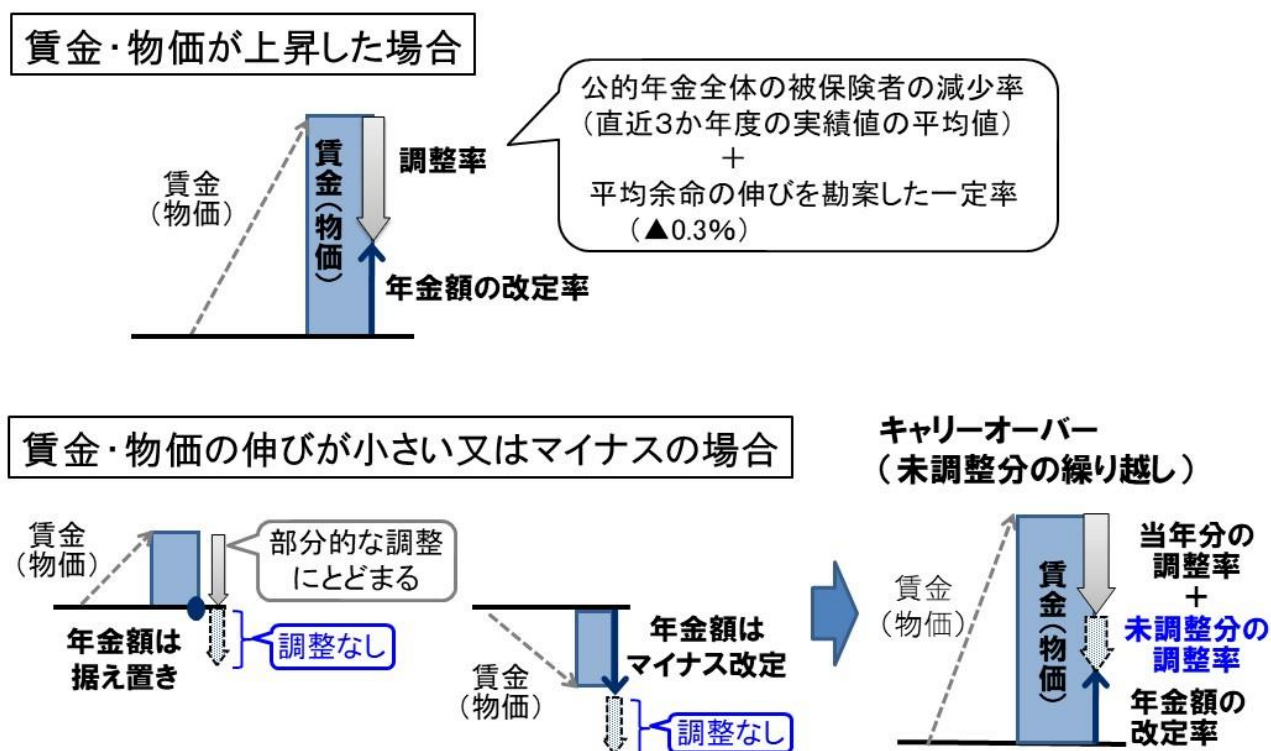
マクロ経済スライドには、「**名目下限措置**」が講じられています。賃金・物価によるプラスの

改定率の大きさが、マクロ経済スライド調整率によるマイナス幅よりも小さいときは、部分的な調整にとどめ、年金額は据え置きます。賃金・物価による改定率がゼロかマイナスのときは、マクロ経済スライドは行いません。これにより、**名目額は下げずに、長い年数をかけて、少しずつ給付水準を調整していきます。**

マクロ経済スライドは、保険料の上限を固定した上で、それに見合うように将来の給付水準を調整するものです。5年ごとの財政検証で、100年間の財政計算を行い、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有できるようにバランスする時点で、終了します。

図表3

マクロ経済スライド



②名目下限と未調整分の繰り越し (キャリーオーバー)

平成16(2004)年の改正で導入されたマクロ経済スライドですが、長く続いたデフレ経済の中で、マクロ経済スライドは長らく発動されず、年金水準の調整が進まなければ、調整期間が長期化し、将来の世代の年金水準を下げるのが危惧されました。

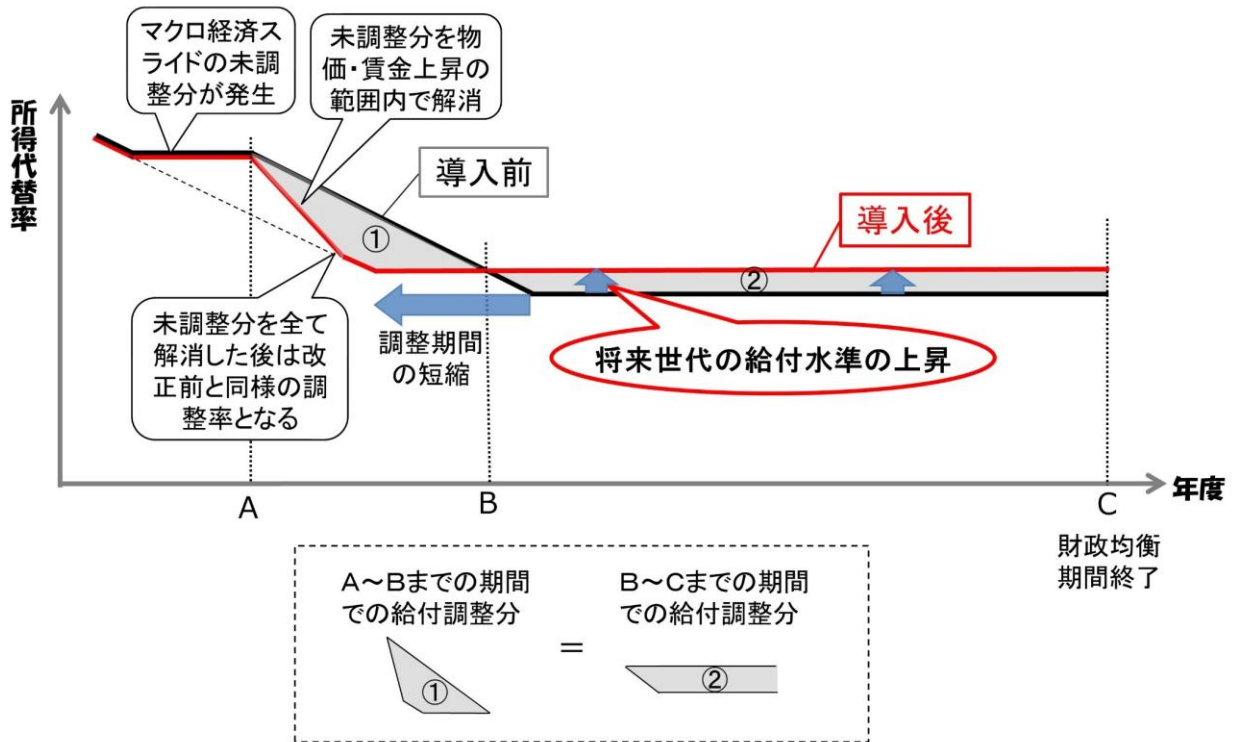
早期に調整を進めて将来世代の年金水準の低下を防止するために、名目下限措置を撤廃すべきとの意見もあります。

平成28(2016)年改正では、マクロ経済スライドについて、**名目下限措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で、前年度までの未調整分を繰り越して調整する仕組み (キャリーオ**

オーバー)を加えました。この改正は、平成30(2018)年4月に施行されました。

図表4のイメージのように、賃金や物価の伸びが停滞している時に発生するマクロ経済スライドの未調整分を、賃金や物価が上昇するときに繰り越して解消することにより、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整を進め、将来世代の給付水準の上昇につながります。

図表4 マクロ経済スライド調整(キャリーオーバー)による年金給付水準への影響のイメージ



3. 年金額の計算式へのスライドの反映

①基礎年金の年金額の計算式では、「改定率」の改定によりスライドが行われる

年金額改定とは何なのかを良く知るために、少し細かいですが、年金額の計算式に立ち戻って、改定の仕組みを見てみます。

基礎年金の年金額の基本的な計算式は、

$$\text{「780,900円(平成16年度額)} \times \text{改定率} \times \text{保険料納付月数} / \text{480月} \text{」}$$

となっています。

現在の法律では、平成16年の年金改正法で定められた基礎年金の年額(40年加入した場合の満額)が法律上に規定されており、これを出発点として、その後の変動に応じた「改定率」を乗じていく仕組みです。実際の年金額は、これに保険料納付月数の割合を乗じます。

従って、基礎年金の年金額のスライドは、1年度進むごとに、**1年度分の改定率（スライド率）を、この累積した「改定率」に乗じて、新年度に適用する「改定率」を政令で定めること**により、行われます。**基礎年金のスライドは、改定率の改定**で行われます。

既裁定年金の改定率と、新規裁定年金の改定率は、異なる場合がありますから、その場合、受給者の生まれた年度によって、この累積した「改定率」も、異なるものが定められます。

②厚生年金の年金額の計算式では、「再評価率」の改定によりスライドが行われる

一方、**厚生年金の報酬比例部分の年金額**の基本的な計算式は、

「平均標準報酬額 × 給付乗率（5.481／1000） × 加入期間の月数」

となっています。（平成12年改正で、賞与にも保険料を賦課する総報酬制が導入され、それ以前は給付乗率が7.125／1000ですので、期間を分けて計算してから合算します。）

このうち、「平均標準報酬額」は、過去の標準報酬に再評価率を乗じて、現在価値に置き換えたものです。この再評価率は、賃金や物価の変動に応じて、過去の期間ごとに再評価率を定める「再評価率表」が政令で定められています。

従って、**厚生年金（報酬比例部分）の年金額のスライドは、1年度進むごとに、1年度分の改定率（スライド率）を、これまでの再評価率に乗じて、新年度の年金額に適用する「再評価率表」を政令で定めることにより、行われます。**

既裁定年金の改定率と、新規裁定年金の改定率は、異なる場合がありますから、その場合、「再評価率表」では、受給者の生まれた年度によって、異なる再評価率が定められます。

4. スライドの仕組みの変遷

①昭和48年改正による賃金再評価と物価スライドの導入

ここで、年金額の改定（スライド）の制度の変遷について、図表5で振り返ってみましょう。

昭和30（1955）年頃から昭和48（1973）年頃まで、実質経済成長率が年平均で10%前後を記録した高度経済成長期を経て、昭和48（1973）年は、「福祉元年」と呼ばれ、老人福祉法改正（老人医療費無料化）、健康保険法改正（家族7割給付、高額療養費）、年金制度改正（給付水準引上げ、物価・賃金スライドの導入）などの社会保障の充実が行われました。

昭和48年改正では、厚生年金に、**財政再計算時の賃金再評価が初めて導入されて、給付水準が大幅に引き上げられるとともに、物価が5%以上変動した場合に、法律改正を要せず政令で年金額を改定する物価スライドが導入**されました。その際、これに必要な追加費用は、後世代の保険料負担によることとされました。

その直後の昭和 48 年秋に生じた石油ショックによる著しい物価上昇は、狂乱物価と呼ばれましたが、導入されたばかりの物価スライドが発動され、昭和 49 年度は 16. 1%、昭和 50 年度は 21. 8%もの物価スライドが行われました。

これ以降、年金額の改定は、① 5 年に一度の財政再計算時の政策改定と、② 次の政策改定が行われるまでの間の物価スライドによって行われることとなりました。

その後、昭和 54 年、57 年、59 年、60 年には、物価変動率が 5%を超えていなくても特例法により、物価スライドが行われました。また、平成元年改正で、完全自動物価スライド制が導入され、物価スライドの 5%基準が撤廃されました。

図表5 年金額改定（スライド）のルールの変遷

昭和48年	○ 物価スライドの導入（5%以上変動した場合） ○ 厚生年金について賃金再評価の導入
昭和54年、昭和57年、昭和59年、昭和60年	○ 物価変動率が5%を超えていなくとも特例法により改定
平成元年	○ 完全自動物価スライド制を導入（物価スライドの5%基準を撤廃）
平成6年	○ 厚生年金の賃金再評価を、可処分所得の上昇に応じた再評価に変更
平成8年度	○ 物価下落にかかわらず、特例法により物価スライドを凍結（▲0.1%） ※ 平成9年度は平成8年の物価上昇分（+0.1%）と相殺し据え置き
平成12年	○ 既裁定年金は賃金スライドを行わず、物価スライドのみに変更
平成12年度～平成14年度	○ 物価下落にかかわらず、特例法により物価スライドを凍結（累積で▲1.7%） ※ 平成15年度、平成16年度については、物価下落にあわせて改定
平成16年	（本来水準）新規裁定者は賃金変動率、既裁定者は物価変動率に基づき、毎年度自動的に改定。マクロ経済スライドにより給付水準を調整 （特例水準）物価下落した場合のみ改定を行い、物価が上昇しても据置き
平成25年度～平成27年度	○ 物価スライドの特例水準の解消（累積▲2.5%）
平成28年	○ マクロ経済スライドの名目下限を維持しつつ、未調整分を繰り越し（キャリアオーバー）して後年度に調整するルール【平成30年4月施行】 ○ 賃金変動が物価変動を下回る場合に、賃金変動に合わせて改定するルール【令和3年4月施行】

②平成6年改正の可処分所得スライド、平成12年改正の既裁物価スライドの導入

平成に入ると、少子高齢化の進行により、年金制度は、保険料の大幅な上昇を防ぐために、将来の給付の伸びを抑制する改革を始めます。

スライド制度については、平成6（1994）年改正では、厚生年金について、賃金再評価を可処分所得の上昇に応じた再評価（可処分所得スライド）に変更しました。

平成6年改正による基礎年金額の引上げは、平成元（1989）年改正以後の全世帯の消費支

出の伸びに対応したものとしました。また、厚生年金の賃金スライドについては、年金収入からは社会保険料は徴収されず、税金については公的年金控除があり、一定限度まで所得税もかかりませんが、現役世代の賃金からは社会保険料や所得税が天引きされ、それが年々増加することが見込まれます。従って、**年金を名目賃金の伸びに応じてスライドさせていくと、社会保険料や税を控除した手取り賃金の水準の伸びに対して、年金水準の伸びの方が高くなります。**このため、厚生年金の賃金再評価は、手取り賃金の伸び率で改定されました。

さらに、次の**平成 12 (2000) 年改正**では、財政再計算の際、65 歳の新規裁定年金には賃金変動率を再評価に反映する一方で、それ以降の**既裁定年金については、賃金変動率による再評価は行わず、物価変動率によって改定することとしました。**

平成 12 年改正の理由については、改正を担当した矢野朝水元年金局長の「新世紀の年金制度—2000 年年金改正の軌跡」(社会保険研究所)における説明を引用しつつ説明します。

従来は、5 年ごとの財政再計算において、基礎年金は高齢者世帯や現役世帯の消費支出等を総合勘案して政策改定を行い、厚生年金は年金額計算の基礎となる受給者の過去の賃金を現役世代の手取り賃金の伸びで再評価することによって、年金額を改定してきました。

財政再計算と次の財政再計算の間の年には、毎年度、前年の物価の伸びに応じて額を改定(物価スライド)し、年金額の実質価値を維持するとともに、現役世代の生活水準が向上した場合には、財政再計算時に、年金受給者も現役世代と同程度の向上が図られるよう、年金額の改定を行ってきました。

このように、賃金ベースでの年金額の改定を 5 年に 1 度の財政再計算時に法律改正によって講じていたのは、給付の改定は負担の増加をもたらすもので、年金額の実質価値を引き上げることは、負担の将来見通し等を踏まえ、年金制度全般について見直したうえで、行うか否かを判断することが必要であるという考え方によるものでした。

平成 12 年改正は、そのままでは将来の保険料水準が著しく上昇してしまうことから、これを負担可能な限度に抑えるために、給付については将来に向けて伸びを抑制することとしました。そのための手法の一つとして、**年金受給開始後に賃金スライドを実施しないこととした**ものです。

この背景には、①**我が国の経済成長が鈍化または低下し、現役世代の実質賃金の伸びが低下**することが見込まれる中で、負担が重くなる現役世代から受給者に実質賃金上昇すなわち労働生産性の伸び分まで所得移転をする余力は乏しい。また、②すでに年金を受給し始めた人の年金額については、**物価スライドを行うことによって、購買力の確保・年金の実質価値の維持は図られる**ので、物価スライドのみで公的年金の基本的役割は果たせるのではないかと、という考

え方がある。さらに、③受給者は、通常、**高齢になるほど消費額が低下傾向にある**ので、賃金上昇の分まで年金額の改善を行う必要は乏しいとの考え方もあった。④諸外国の状況を見ても、**主要先進国では年金の受給開始後は物価スライドのみとする国が多く**、受給開始前から、年金の水準改定を物価上昇率のみで行っている国も見られる。

このようなことから、年金受給開始後の賃金スライドを行わないとするのは、やむを得ないとされたものです。

③特例法によるマイナス物価スライドの凍結

その間、平成8年度には、前年に物価下落が起きましたが、特例法により0.1%のマイナス物価スライドを凍結する措置が行われました。これについては、平成9年度には平成8年の物価上昇分と相殺して据え置きすることで、解消されました。

そして、**平成12年度から平成14年度にかけて、再び、物価下落にかかわらず、特例法でマイナス物価スライドを凍結する措置が講じられました。累積で1.7%の特例水準**です。

平成15年度、平成16年度については、物価下落に合わせて年金額のマイナス改定をしましたが、その後も物価下落が続く想定外の事態となり、図表6のとおり、**特例水準と本来水準との乖離が長く続くこととなりました。**

④平成16年改正によるマクロ経済スライドと自動改定の導入

平成16(2004)年改正では、保険料水準の上限を固定した上で、保険料収入と積立金収入の範囲内で給付水準を中長期的に調整する「**マクロ経済スライド**」が導入されました。

これと同時に、5年に一度の財政再計算時に政策決定で改定を行う方式が廃止され、毎年度、**①新規裁定年金は賃金スライド、②既裁定年金は物価スライドを行うことを基本とした自動スライドが規定**されました。

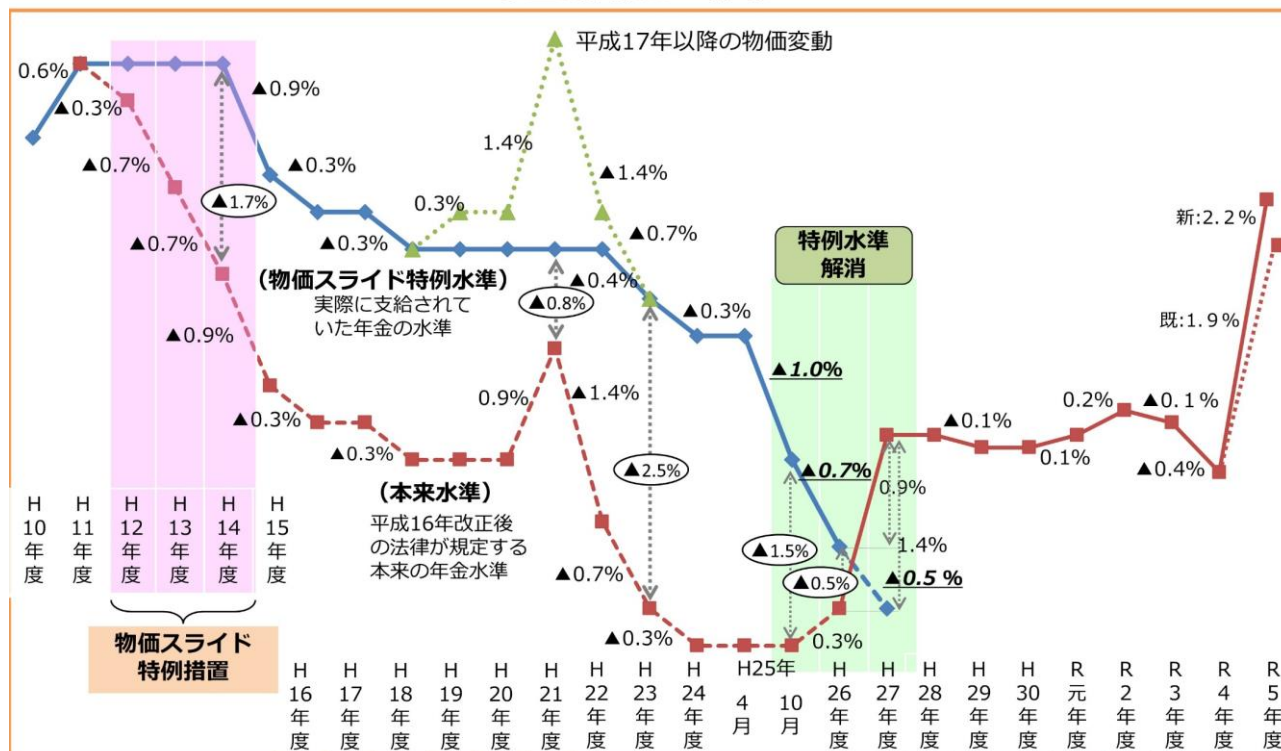
平成16年改正で導入された長期的な財政フレームの趣旨・内容や、マクロ経済スライドの必要性については、前回の「第4回 少子高齢化と年金」で、ご説明したとおりです。

過去のマイナス物価スライド凍結による特例水準については、賃金や物価が上昇した場合に年金水準を据え置くことにより解消することとなっていました。平成16年改正では、物価スライド特例水準の解消は、マクロ経済スライドの適用に先行して行うこととされ、物価スライド特例水準が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドは発動しないこととされました。

このため、**賃金や物価が低下するデフレ経済が続く中で、特例水準の解消が進まず、マクロ経済スライドは、導入後しばらく発動されることがありませんでした。**

図表6

年金額改定の推移



(注) 平成12～14年度の物価下落時に年金額を据え置いたことから、本来よりも高い特例水準の金額が支払われていたが、平成27年度に解消。(平成25年10月に▲1.0%、平成26年4月に▲1.0%、平成27年4月に▲0.5%)

⑤特例水準の解消

特例水準の年金額については、物価が上昇しても据え置く一方、直近の年金額の引き下げを行った年の前年（基準年）を基準として、物価が基準年の物価を下回った場合に、特例水準の年金額を引き下げるというルールが法律に規定されていました。

このため、平成18年度の引下げ以降、基準年は平成17年の物価でしたので、平成22年度や平成23年度のように、前年より物価が下落したが、基準年に比べれば下落していないケースでは、特例水準の年金額は同様には上がりません。

一方の本来水準は、平成16年改正後の改定ルールで、前年の物価により下がりますので、その結果、特例水準と本来水準との乖離幅は、平成22年度に0.4%拡大、平成23年度に0.4%拡大し、計2.5%の乖離に拡大してしまいました。

このため、2012（平成24）年のいわゆる「社会保障・税一体改革関連法」により、消費税増税の財源等を用いた基礎年金国庫負担2分の1の実現と併せて、2013（平成25）年10月から3回に分けて段階的に特例水準を解消することとしました。

図表6のとおり、平成25年10月は、特例水準の解消分で▲1.0%のマイナス改定。平成26年度は、賃金変動率0.3%から特例水準の解消分▲1.0%を差し引いて▲0.7%のマイナス改定。

平成 27 年度は、賃金変動率 2.3%から特例水準の解消分▲0.5%とマクロ経済スライド調整率▲0.9%を差し引いて 0.9%の改定です。これにより、2015（平成 27）年 4 月に、物価スライド特例水準は完全に解消し、同時に**マクロ経済スライドが初めて発動**されました。

特例水準を解消する法案を提案して成立させたのは、民主党政権の時代であり、実際の施行は自民党・公明党政権に戻ってからでした。**特例水準の解消には、長い間、非常に苦勞し、最終的には、特例水準の解消のために名目額をマイナス改定する、という厳しい措置**をすることとなりました。この経験から、**物価が下落した際に、特例法でマイナス改定を凍結する**ということは、**将来に禍根を残すことから、決して行ってはいけない、というのが教訓**となりました。

⑥平成 28 年改正による改定ルールの見直し

平成 28（2016）年改正では、**将来世代の年金水準の低下を防止**するため、**マクロ経済スライドの未調整分の繰り越し（キャリーオーバー）制度**が導入されました。これは、前述の 2②で説明した仕組みです。平成 30（2018）年 4 月の施行です。

また、これに加えて、賃金と物価による自動スライドのルールの一部改正が行われました。平成 16 年改正で、賃金と物価による自動スライドが規定された当初は、図表 7 のように、**④と⑤のケースは、現在のルール（図表 2）と異なるルール**でした。④の「賃金<物価<0」のケースは、新規裁定も既裁定と同じ改定率（物価スライド）とし、⑤の「賃金<0<物価」のケースは、新規裁定も既裁定も据え置きとするルールです。

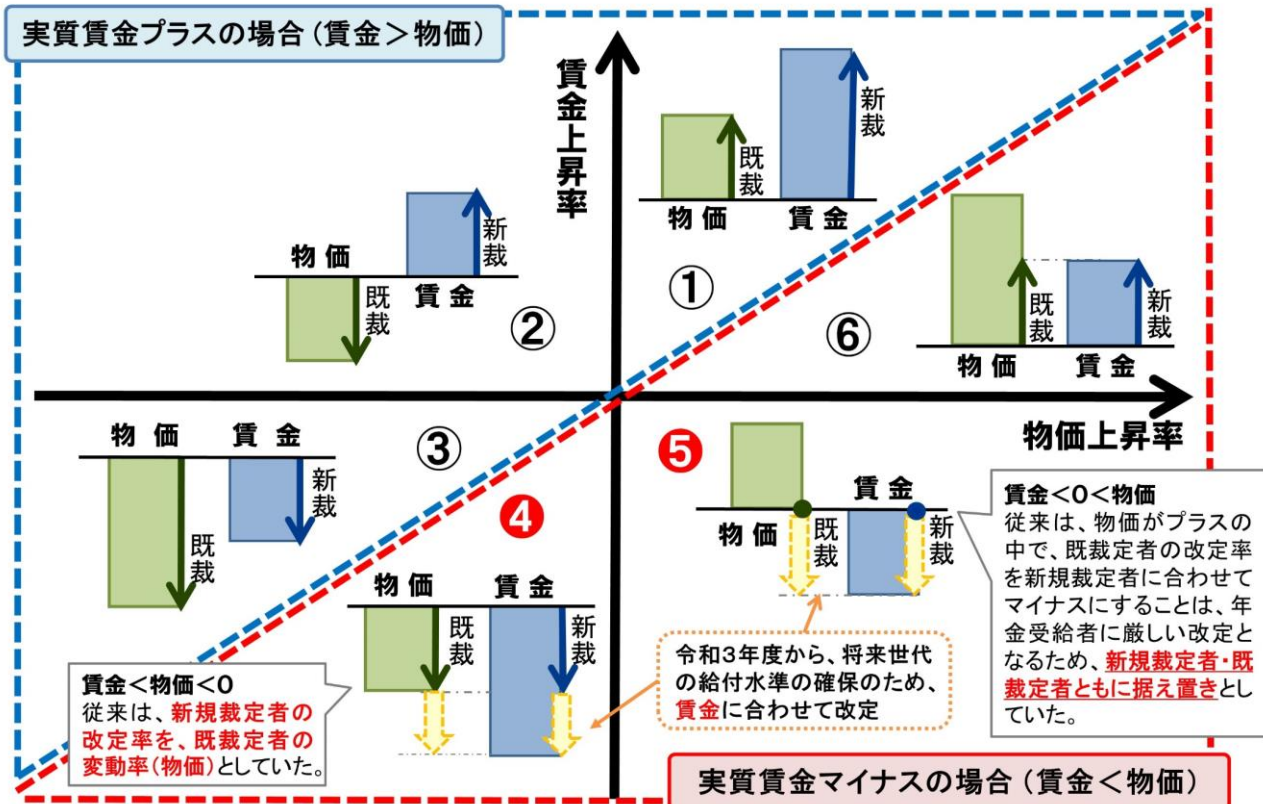
これは、基本型によるスライドと比べて、**賃金が物価を下回る場合でも、新規裁定年金のスライドが、既裁定年金のスライドを下回ることがないように**したものです。

しかしその後、デフレ経済の下で、④や⑤のケースがたびたび発生し、この結果、**保険料を負担する現役世代の所得水準の変動よりも高い水準で年金水準が変動**することとなり、年金財政を悪化させました。これは、**マクロ経済スライド調整を長期化させることになり、将来の世代の年金水準をより低くしてしまいます**。

そこで、平成 28（2016）年改正において、年金給付水準を支え手である現役世代の負担能力に見合ったものにするという理念を徹底させるため、**賃金水準の変動が物価水準の変動を下回る場合には、新規裁定年金、既裁定年金ともに賃金水準に合わせて改定する**ように改めました。令和 3（2021）年 4 月からの施行です。

年金額の引下げは、受給者には大変厳しいことです。しかし、この改正は、**将来世代の年金水準を、改正前より高くする**ものです。また、現役世代の実質賃金が低下している時に、現役世代の負担で高齢者の年金額を下げずに維持することをどう考えるか、という点も重要です。

図表7 年金額の改定(スライド)のルール of 平成28年改正



5. 近年の賃金・物価の動向と年金額改定の実施状況

賃金・物価の動向と年金額のスライドの推移は、特例スライドが解消した後の平成28年度以降について、改定率の計算に用いられた数値とともにまとめると、図表8のとおりです。計算の手順は、本稿の「1. 年金額の改定の仕組みと考え方」の説明を参照してください。

マクロ経済スライドは、平成27年度に初めて発動されて以降、令和元年度、2年度、5年度の4回発動されています。

キャリアオーバー制度は、平成30年4月に施行されました。これは、平成30年度の改定で直ちに効果を発揮し、平成30年度の未調整分は、翌年の令和元年度に繰り越されて実施・解消されています。また、令和3年度と4年度にも繰越しが生じましたが、令和5年度に繰越し分が実施・解消されています。

また、賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて改定する考え方の徹底は、令和3年4月に施行されました。これも、令和3年度の年金額改定で該当ケースとなり、令和3年度と令和4年度のマイナススライドに反映されました。

図表8

賃金・物価の状況と年金額改定率について

改定年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
物価変動率 A 前々年⇒前年	0.8% 27年実績	▲0.1% 28年実績	0.5% 29年実績	1.0% 30年実績	0.5% 元年実績	0.0% 2年実績	▲0.2% 3年実績	2.5% 4年実績
名目賃金変動率B 前々年度⇒前年度	0.3% 27年度実績	0.0% 28年度実績	0.3% 29年度実績	0.8% 30年度実績	0.6% 元年度実績	▲0.5% 2年度実績	1.0% 3年度実績	
実質賃金 (B/A) 前々年度⇒前年度	▲0.5% 27年度実績	0.1% 28年度実績	▲0.2% 29年度実績	▲0.2% 30年度実績	0.1% 元年度実績	▲0.5% 2年度実績	1.2% 3年度実績	
実質賃金変動率 3年度平均 C	▲0.8% 24~26年度	▲0.8% 25~27年度	▲0.7% 26~28年度	▲0.2% 27~29年度	▲0.1% 28~30年度	▲0.1% 29~元年度	▲0.2% 30~2年度	0.3% 元~3年度
可処分所得割合 変化率 D	▲0.2%	▲0.2%	▲0.2%	▲0.2%	▲0.1%	令和3年度以降は0.0%		
名目(手取り) 賃金変動率 (A×C×D)	▲0.2%	▲1.1%	▲0.4%	0.6%	0.3%	▲0.1%	▲0.4%	2.8%
マクロ経済ス ライド調整率	(▲0.7%)	(▲0.5%)	(▲0.3%)	▲0.3% + ▲0.2%	▲0.1%	(▲0.1%)	(▲0.1%) + (▲0.2%)	▲0.3% + ▲0.3%
年金額改定率 ①~⑥は図表2 のケースの番号	0.0% ⑤	▲0.1% ④	0.0% ⑤	0.1% ⑥	0.2% ⑥	▲0.1% ⑤	▲0.4% ④	新裁2.2% 既裁1.9% ①

※物価変動率：総務省が公表する全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)の対前年比

※名目賃金変動率：厚生年金被保険者の標準報酬額の年度の平均額の変動率(毎年12月公表の「厚生年金保険法第79条の8第2項に基づく GPIFに係る管理積立金の管理及び運用の状況についての評価の結果」の表3-3中に記載の名目賃金上昇率として公表されている)

令和5年度のライドは、図表9のとおりです。前年の消費者物価指数は、対前年比2.5%の大幅上昇でした。一方、名目賃金変動率については、2~4年度前の3年度平均の実質賃金変動率がプラス0.3%でしたので、これに前年の消費者物価上昇率を乗じると、プラス2.8%の大幅上昇となりました。

このため、新規裁定年金は賃金ライドでは2.8%、既裁定年金は物価ライドでは2.5%となり、これからマクロ経済ライド調整率の▲0.6%（前年度と前々年度のキャリーオーバー分を含む）を差し引くことで、新規裁定年金の改定率はプラス2.2%、既裁定年金の改定率はプラス1.9%となりました。

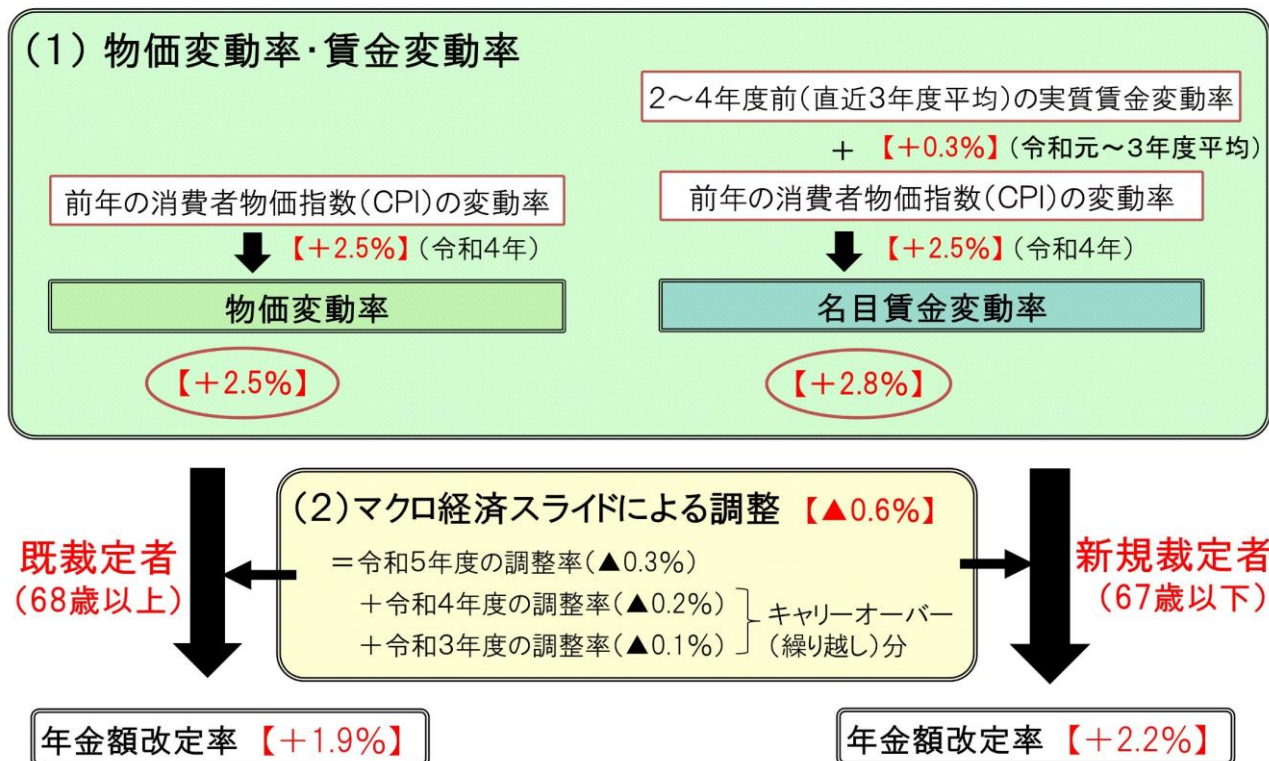
この改定では、賃金変動が物価変動を上回ったため、新規裁定年金と既裁定年金の改定率が分かれることになりました。「新規裁定年金は賃金ライド、既裁定年金は物価ライド」という基本型の考え方による改定は、平成16年改正による自動ライド規定の施行以後で初めてのことになりました。

年金額の改定では、賃金と物価の実績値が出た後で年金額に反映しますので、賃金・物価の動向と年金額ライドに、若干のタイムラグが生じることは、避けられません。

また、保険料負担の過度の上昇を避けるためにマクロ経済ライド調整をしている途上です

ので、物価上昇に年金額改定が追いつかないことも、厳しいですが、やむを得ないことと考えます。

図表9 令和5年度の年金額の改定(スライド)



※本稿は、「週刊 年金実務」(社会保険実務研究所)の2023(令和5)年3月13日発行号に掲載されたものです。

※本稿における意見に係る部分は、筆者の見解を示したものであり、筆者が過去及び現在において属する組織の見解を代表するものではありません。

【筆者プロフィール】高橋俊之(たかはし としゆき)

1962年東京都生まれ。1987年東京大学法学部卒。厚生省入省。2004年から2008年まで社会保険庁で総務課企画官・企画室長。2015年から内閣府で大臣官房審議官(経済財政運営・経済社会システム担当)。2017年から厚生労働省で年金管理審議官、2019年から年金局長。2019年の財政検証、2020年の年金制度改革法案等を担当。2022年6月退官。10月より三井住友銀行顧問、株式会社日本総合研究所特任研究員。